

厚木市インターネット公売 ガイドライン

K S I 官公庁オークション

目次

第1章 インターネット公売の参加条件など	1
1 インターネット公売の参加条件.....	1
2 インターネット公売参加にあたっての注意事項.....	2
3 公売財産の権利移転などについての注意事項	3
4 個人情報の取り扱いについて	3
5 代理人による参加について.....	4
6 共同入札について.....	5
7 代理人などによる自己のための公売参加手続きの禁止	5
第2章 公売参加申し込みについて	6
1 公売参加申し込み.....	6
2 公売参加申し込みにあたっての注意事項	6
3 陳述書について（公売財産が不動産の場合）	7
4 公売保証金の納付について.....	8
第3章 せり売り形式で行うインターネット公売手続き	10
1 インターネット公売への入札.....	10
2 最高価申込者の決定など	10
3 売却決定	11
4 買受代金の納付.....	11
5 公売保証金の返還	12
第4章 入札形式で行うインターネット公売手続き	13
1 インターネット公売への入札.....	13
2 最高価申込者の決定など	13
3 次順位買受申込者の決定など	14
4 売却決定	15
5 買受代金の納付.....	16
6 公売保証金の返還.....	17

第5章 公売財産の権利移転及び引渡しについて	18
1 公売財産の権利移転手続きについて	18
2 公売財産が動産の場合の権利移転及び引渡しについて	18
3 公売財産が自動車の場合の権利移転及び引渡しについて	19
4 公売財産が不動産の場合の権利移転について	21
第6章 注意事項	23
1 公売システムに不具合などが生じた場合の対応	23
2 公売の中止及び公売保証金の返還	23
3 システム利用における禁止事項	23
4 公売参加者などに損害などが発生した場合	23
5 準拠法	24
6 インターネット公売において使用する通貨、言語、時刻など	24
7 公売参加申し込み期間及び入札期間	24
8 厚木市インターネット公売ガイドラインの改正	25
9 その他	25

厚木市インターネット公売にご参加いただく皆様へ

厚木市インターネット公売にご参加いただくには、次の厚木市インターネット公売ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）の内容をよくご確認の上、同意をしていただくことが必要です。

また、インターネット公売の手続きなどに関して、本ガイドラインとKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインに異なる点がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

※厚木市インターネット公売の入札等の実施にかかる執行機関は「厚木市」です。

本ガイドラインに記載されている様式は、厚木市ホームページから印刷することができます。

「委任状」「共同入札代表者の届出書」

「陳述書（個人用）」「陳述書（法人用）」

「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」

「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」

「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」

「公売保証金振込通知書兼充当申出書」

「保管依頼書」「搬送依頼書」「指定搬送業者引渡依頼書」

「所有権移転登記請求書」「共有合意書」

厚木市インターネット公売 ガイドライン

第1章 インターネット公売の参加条件など

1 インターネット公売の参加条件

次のいずれかに該当する方は、公売へ参加すること及び財産を買い受けることができません。また、次の(1)から(4)までに該当する方は、代理人を通じて参加することもできません。

- (1) 国税徴収法第92条（買受人の制限）又は同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当する方
- (2) 本ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (3) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方

※暴力団員等とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

- (5) 18歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- (6) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合を除きます。
- (7) 日本国内に住所がなく、かつ、電話連絡ができない方。ただし、その代理人が日本国内に住所があり、電話連絡ができる場合を除きます。

2 インターネット公売参加にあたっての注意事項

- (1) 厚木市インターネット公売は、国税徴収法などにに基づき、厚木市が公売手続きを行います。KSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインについては、本ガイドライン及び国税徴収法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続きにおいて公売に参加しようとする者（以下「公売参加者」という。）又はその代理人（以下「公売参加者など」という。）を制約するものとします。
- (2) 公売参加者などが国税徴収法第108条第1項に掲げる行為をしたとき、厚木市は同条に基づき、入札がなかったものとするなどの処分を行うことがあります。当該処分を受けた公売参加者などは、以後2年間、厚木市の実施する公売に参加すること又は代理人となることができません。また、処分を受けた公売参加者などの納付した公売保証金があるときは、その公売保証金を没収し、返還しません。

なお、次のアからエまでは、同法第108条第1項に掲げる行為に該当します。

 - ア 売却決定を受けても買受代金の納付期限までにその代金を故意に納付しない行為
 - イ 偽りの名義により又は第三者をかたって公売に参加する行為
 - ウ 公売を妨害する意思をもって行う、第1章の7「代理人などによる自己のための公売参加手続きの禁止」において禁止する行為
 - エ 公売を妨害する意思をもって行う、第6章の3「システム利用における禁止事項」に掲げる行為
- (3) 公売参加者などは、事前にインターネット公売システム（以下「公売システム」という。）上の公売物件詳細画面や厚木市において閲覧に供されている公売公告などを確認し、登記・登録制度のある財産については、関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行った上で公売に参加してください。

※公売財産が動産又は自動車の場合、原則として、下見会を行いますので、可能な限りご参加ください。下見会以外に公売財産を確認できる機会はありません。

※公売財産が不動産の場合、内覧会などは行いませんので、現地確認などはご自身で行ってください。現地確認などの際には、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害してはならないことに留意してください。
- (4) インターネット公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売システムを採用しています。公売参加者などは、公売システム上で公売参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
- (5) 特定の売却区分（公売財産の出品区分）の公売が中止になることや、公売全体が中止になることがあります。

3 公売財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 公売財産は市税などの滞納者（以下「現所有者」という。）の財産であり、厚木市が所有する財産ではありません。
- (2) 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び厚木市には担保責任は生じません。
- (3) 売却決定を受けた最高価申込者又は次順位買受申込者（以下「買受人」という。）ならびにその代理人（以下「買受人など」という。）が公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡しの有無などにかかわらず、買受人が負うこととなります。
- (4) 買受人は、いかなる理由があっても、買受代金の納付後に公売財産の返品、交換及び買受代金の返還を求めることができません。
- (5) 詳細については、第5章「公売財産の権利移転及び引渡しについて」をご確認ください。

4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公売参加者などは、次のすべてに同意するものとします。
 - ア 公売参加申し込みを行う際に、住民登録などがされている住所、氏名（法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、法人代表者氏名）及び電話番号を公売参加者情報として登録すること。
 - イ 公売参加者情報及びKSI官公庁オークションのログインID（以下「ログインID」という。）に登録されているメールアドレスを厚木市に開示されること。厚木市は、ログインIDに登録されているメールアドレスに、公売財産に関するお知らせを電子メールにて送信することがあります。
 - ウ 最高価申込者又は次順位買受申込者に決定された公売参加者のログインIDに紐づく会員識別番号（代理人による参加の場合は代理人のログインIDに紐づく会員識別番号、共同入札の場合は代表者のログインIDに紐づく会員識別番号）を、公売システム上において一定期間公開されること。
- (2) 厚木市は、公売参加者などから直接又は公売システムで収集した個人情報を5年間保管します。収集した個人情報は、国税徴収法第106条の2に定める調査の囑託、同法第108条に定める公売実施の適正化のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (3) 公売財産が登記・登録を要する財産で、公売参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿などの内容と異なる場合（転居などにより異なる場合で、住所証明書などによりその経緯が確認できる場合を除きます）は、買受人となった場合でも権利移転登記・登録を行うことができません。

5 代理人による参加について

代理人に公売参加の手続きをさせることができます。代理人には公売参加申し込み、公売保証金の納付及び返還にかかる受領、入札及びこれらに附帯する事務などを委任することになります。

(1) 代理人の資格

代理人は、第1章の1「インターネット公売の参加条件」を満たさなければなりません。

(2) 代理人による参加の手続き

ア 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人のログインIDにより、代理人が公売参加申し込み及び入札などを行ってください。

イ 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、公売参加者は次の(ア)から(ウ)までを入札開始2開庁日前までに厚木市に提出することが必要です。入札開始2開庁日前までに厚木市が提出を確認できない場合、入札をすることはできません。

(ア)「委任状」

(イ) 公売参加者の本人確認書類（運転免許証など）の写し

※公売参加者が法人の場合は、法人代表者の本人確認書類の写し及び商業登記簿謄本など

(ウ) 代理人の本人確認書類の写し

ウ 手続きの詳細については、第2章「公売参加申し込みについて」、第3章「せり売り形式で行うインターネット公売手続き」及び第4章「入札形式で行うインターネット公売手続き」をご確認ください。

(3) 復代理人の選任の権限

任意代理人を選任した場合、公売参加者はその代理人に復代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

(4) 代理人による参加における注意事項

ア 代理人に国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実がある場合、公売参加者及びその代理人は同法第108条第1項に該当し、以後2年間、厚木市の実施する公売に参加できません。

イ 国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者を代理人とした方は、同法第108条第1項に該当し、以後2年間、厚木市の実施する公売に参加できません。

ウ ア及びイの場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

6 共同入札について

公売財産が不動産の場合、共同入札することができます。

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の方で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア 共同入札する場合、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。

公売参加申し込み及び入札などは、代表者のログインIDにより、代表者が行ってください。

イ 共同入札する場合、代表者は次の(ア)から(ウ)までを入札開始2開庁日前までに厚木市に提出することが必要です。入札開始2開庁日前までに厚木市が提出を確認できない場合、入札をすることはできません。

(ア) 代表者以外の方全員から代表者に対する「委任状」

(イ) 共同入札者全員の本人確認書類（運転免許証など）の写し

※共同入札者が法人の場合は、法人代表者の本人確認書類の写し及び商業登記簿謄本など

(ウ) 「共同入札代表者の届出書」

ウ 手続きの詳細については、第2章「公売参加申し込みについて」及び第4章「入札形式で行うインターネット公売手続き」をご確認ください。

7 代理人などによる自己のための公売参加手続きの禁止

(1) 代理人及び共同入札における代表者（以下「代理人など」という。）は、公売参加者、共同入札における代表者を除く共同入札者（以下「本人など」という。）のために公売参加の手続きをする公売財産について、本人などのために行う公売参加の手続きとは別に、自己のために公売参加の手続きをすることはできません。

(2) 代理人などが、ひとつの公売財産に対して複数の本人などから公売参加の手続きなどについて委任を受けた場合は、その委任を受けたすべての公売参加の手続きをすることができません。

(3) 本人などは、代理人などに公売参加の手続きを委任した公売財産について、代理人などが行う公売参加の手続きとは別に、自己のために公売参加の手続き又はほかの代理人などに委任して公売参加の手続きを行うことはできません。なお、ほかの方と共同して、別に公売参加の手続きを行うこともできません。

(4) 法人が公売に参加する場合、法人代表者は、法人のために行う公売参加の手続きとは別に、自己のため又はほかの本人などの委任を受けて公売参加の手続きをすることはできません。

第2章 公売参加申し込みについて

入札前に、公売参加申し込みが必要です。公売参加者などは、公売参加者情報の入力、公売保証金の納付及び必要書類の提出を行ってください。公売参加申し込みが完了したログインIDでのみ入札が可能です。

公売財産が不動産の場合、公売保証金の納付及び必要書類の提出を厚木市が確認し、参加申し込みを承認するまでは、「仮申し込み」扱いとなり、入札できません。すべての手続きが終わると公売参加申し込みが完了となり、入札が可能になります。

1 公売参加申し込み

(1) 公売参加者情報の入力

公売公告により定められた公売参加申し込み期間内に、入札しようとする売却区分を指定の上、公売システムの画面上で、公売参加者情報を入力してください。

なお、公売参加者情報は、必ず住民登録又は商業登記簿などに登録、登記されている内容どおりに入力してください。登録、登記されている内容と相違がある場合（転居などにより異なる場合で、住所証明書などによりその経緯が確認できる場合を除きます）は、買受人となった場合でも権利移転登記・登録を行うことができません。

(2) 公売保証金の納付

本章の4「公売保証金の納付について」をご確認ください。

(3) 必要書類の提出

本ガイドラインや厚木市からの案内に従い、必要に応じて「委任状」などの書類を厚木市に提出してください。

2 公売参加申し込みにあたっての注意事項

(1) 法人が公売に参加する場合、法人代表者名でログインIDを取得した上で、法人代表者が公売参加の手続きを行ってください。なお、法人代表者以外の方に公売参加の手続きをさせる場合は、その方を代理人とする必要があります。

(2) 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人のログインIDにより、代理人が公売参加の手続きを行ってください。代理人は、公売システムの画面上で、代理人による手続きの欄の「する」を選択してください。

代理人に公売参加の手続きをさせる場合、公売参加者は次のアからウまでを入札開始2開庁日前までに厚木市に提出することが必要です。入札開始2開庁日前までに厚木市が提出を確認できない場合、入札をすることはできません。

ア「委任状」

イ 公売参加者の本人確認書類（運転免許証など）の写し

※公売参加者が法人の場合は、法人代表者の本人確認書類の写し及び商業登記簿
謄本など

ウ 代理人の本人確認書類の写し

(3) 共同入札する場合、代表者のログインIDにより、代表者が公売参加の手続きを行ってください。代表者は、公売システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択してください。

また、代表者は次のアからウまでを入札開始2開庁日前までに厚木市に提出することが必要です。入札開始2開庁日前までに厚木市が提出を確認できない場合、入札をすることはできません。

ア 代表者以外の方全員から代表者に対する「委任状」

イ 共同入札者全員の本人確認書類（運転免許証など）の写し

※共同入札者が法人の場合は、法人代表者の本人確認書類の写し及び商業登記簿
謄本など

ウ「共同入札代表者の届出書」

- (4) 公売財産が農地の場合は、農業委員会などの発行する買受適格証明書を入札開始2開庁日前までに厚木市に提出することが必要です。入札開始2開庁日前までに厚木市が提出を確認できない場合、入札をすることはできません。

3 陳述書について（公売財産が不動産の場合）

(1) 陳述書

公売財産が不動産の場合は、国税徴収法第99条の2に基づき、次のいずれにも該当しない旨の「陳述書」を厚木市に提出することが必要です。なお、虚偽の陳述をした場合は、同法第189条の規定により、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

ア 入札等をしようとする者（その者が法人である場合は、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

イ 自己の計算において入札等をさせようとする者（その者が法人である場合は、その役員）が暴力団員等であること。

(2) 陳述書の提出

次の書類を入札開始2開庁日前までに厚木市に提出することが必要です。入札開始2開庁日前までに厚木市が提出を確認できない場合、入札をすることはできません。

なお、次の書類の提出は売却区分ごととなりますので、複数の売却区分に入札する場合は、売却区分ごとに提出することが必要です。また、共同入札する場合は、入札者ごとに提出することが必要です。

ア 買受申込者が個人の場合

(ア)「陳述書（個人用）」

(イ) 本人確認書類（運転免許証など）の写し

イ 買受申込者が法人の場合

(ア)「陳述書（法人用）」

(イ)「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」

(ウ) 法人の全部事項証明書等の写し

(エ) 役員の本人確認書類（運転免許証など）の写し

ウ 次に掲げる指定許認可等を受けている事業者が入札する場合は、「陳述書」に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。この場合、代表者以外の役員の本人確認書類（運転免許証など）の写しは提出不要です。

(ア) 宅地建物取引業の免許を受けている事業者

宅地建物取引業の免許証等の写し

(イ) 債権管理回収業の許可を受けている事業者

債権管理回収業の許可証等の写し

(3) 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合

次の書類を入札開始2開庁日前までに厚木市に提出することが必要です。入札開始2開庁日前までに厚木市が提出を確認できない場合、入札をすることはできません。

なお、次の書類の提出は売却区分ごととなりますので、複数の売却区分に入札する場合は、売却区分ごとに提出することが必要です。また、共同入札する場合は、入札者ごとに提出することが必要です。

ア 自己の計算において入札等をさせようとする者が個人の場合

(ア) 「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」

(イ) 本人確認書類（運転免許証など）の写し

イ 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合

(ア) 「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」

(イ) 法人の全部事項証明書等の写し

(ウ) 役員の本人確認書類（運転免許証など）の写し

ウ 自己の計算において入札等をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の場合は、上記(2)ウと同様に、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。この場合、代表者以外の役員の本人確認書類（運転免許証など）の写しは提出不要です。

4 公売保証金の納付について

(1) 公売保証金

公売保証金とは、国税徴収法第100条に規定されている、入札する前に納付しなければならない金員です。公売保証金は、厚木市が売却区分ごとに、見積価額（最低入札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 公売保証金の納付方法

公売保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。公売財産が動産又は自動車の場合、公売保証金はクレジットカードにより納付してください。公売財産が不動産の場合、公売保証金は厚木市が指定する銀行口座への振込により納付してください。

ア クレジットカードによる納付（公売財産が動産又は自動車の場合）

公売システム上の公売物件詳細画面から公売参加申し込みを行い、公売保証金を所定の手続きに基づき納付してください。

クレジットカードにより公売保証金を納付する公売参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付及び返還事務

に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとします。公売参加者などは、インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまで、この承諾を取り消しできないことに同意するものとします。

また、公売参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公売参加者などの個人情報やSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

なお、買受人などになった場合、公売保証金については、買受代金に充当することの申出があったこととします。

※VISA、マスターカード、JCB、ダイナース、アメリカン・エクスプレスのマークがないクレジットカードなど、一部ご利用いただけないカードがあります。

※法人が公売に参加する場合、法人代表者名義のクレジットカードを使用してください。

※代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人名義のクレジットカードを使用してください。

イ 厚木市が指定する銀行口座への振込による納付（公売財産が不動産の場合）

公売システム上の公売物件詳細画面から公売参加仮申し込みを行ってください。

厚木市は、公売参加仮申し込みを行った公売参加者などに対し、ログインIDに登録されているメールアドレスに、公売保証金の納付方法を電子メールにて送信します。当該電子メールに従って、公売保証金を納付してください。

その後、「公売保証金振込通知書兼充当申出書」に必要事項を記入し、振込を依頼した金融機関から発行された振込金受取書の写しと併せて、入札開始2開庁日前までに厚木市に提出してください。入札開始2開庁日前までに厚木市が公売保証金の納付及び「公売保証金振込通知書兼充当申出書」など必要書類の提出を確認できない場合、入札をすることはできません。

※振込は電信又は至急扱いにしてください。

※振込手数料は公売参加者などの負担となります。

※複数の公売財産に入札する場合は、売却区分ごとに公売保証金を納付してください。

※公売保証金は公売参加者名で納付してください。なお、公売保証金の返還は公売参加者名の口座に限ります。

※共同入札する場合、公売保証金は代表者名で納付してください。なお、公売保証金の返還は代表者名の口座に限ります。

(3) 公売保証金の没収

公売参加者などが納付した公売保証金は、次の場合は没収し、返還しません。

ア 最高価申込者又は次順位買受申込者となり売却決定されたが、納付期限までに買受代金を納付しない場合

イ 公売参加者などが、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する場合

第3章 せり売り形式で行うインターネット公売手続き

公売財産が動産又は自動車の場合、インターネット公売手続きはせり売り形式で行います。せり売り形式の公売システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する自動入札システム及び入札単位を使用します。

本章における「入札」とは、公売システム上の「入札価額」欄へ希望落札金額の上限を入力すること及び入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。

1 インターネット公売への入札

(1) 入札

公売参加者情報の入力、公売保証金の納付及び必要書類の提出が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公売システム上の「現在価額」又は一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札価額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、公売参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札がなかったものとする取り扱い

厚木市は、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者又はその代理人などが行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価額の入札がなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価額の入札を最高価額の入札とし、せり売りを続行します。

2 最高価申込者の決定など

(1) 最高価申込者の決定

厚木市は入札期間終了後、公売公告により定められた日時において、売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。

なお、2名以上が同額の入札価額（上限）を設定した場合、先に設定した者を最高価申込者として決定します。

(2) せり売り終了の告知など

厚木市は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価額（最高価申込価額）を、公売システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売り終了を告知します。

(3) 厚木市から最高価申込者などへの連絡

最高価申込者又はその代理人など（以下「最高価申込者など」という。）には、厚木市から入札終了後、ログインIDに登録されているメールアドレスに最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

厚木市が最高価申込者などに送信した電子メールが、最高価申込者などによるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、厚木市が買受代金納付期限までに最高価申込者などによる買受代金の納付を確認できない場合、その原因が最高価申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売

保証金を没収し、返還しません。

(4) 最高価申込者決定の取消し

次の場合は、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。なお、次のアの場合は、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき

イ 最高価申込者などが国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき

3 売却決定

厚木市は、公売公告により定められた日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

(1) 売却決定金額

売却決定金額は、落札価額です。

(2) 売却決定の取消し

次の場合は、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人に移転しません。なお、次のアの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき

イ 買受人などが買受代金を納付期限までに納付しなかったとき

ウ 買受人などが国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき

4 買受代金の納付

(1) 買受代金の金額

買受代金の金額は、売却決定金額です。

(2) 買受代金納付期限

買受人などは、買受代金納付期限までに厚木市が納付を確認できるよう、買受代金（買受代金に充当される公売保証金額を除く）を一括で納付してください。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合は、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(3) 買受代金の納付方法

買受代金は、次の方法で納付してください。なお、買受代金の納付にかかる費用（手数料など）は、買受人の負担となります。

ア 厚木市が指定する銀行口座へ振込

イ 厚木市に直接、現金を持参

(4) 買受代金の納付の効果

買受人などが公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡しの有無などにかかわらず、買受人が負うこととなります。

5 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者など以外の方への公売保証金の返還

最高価申込者又は国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者並びにその代理人など以外の方が納付した公売保証金は、せり売り終了後全額返還します。なお、公売参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合においても、公売保証金の返還はせり売り終了後となります。

※紀尾井町戦略研究所株式会社は、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合は、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。ただし、公売参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合があります。

(2) 国税徴収法第114条に該当する場合

買受代金納付期限以前に現所有者などから不服申立てなどがあり、滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者など又は買受人などは国税徴収法第114条の規定に基づきその入札又は買受を取り消すことができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還します。

(3) 国税徴収法第117条に該当する場合

売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明され、国税徴収法第117条の規定により売却決定が取り消された場合、納付された公売保証金は全額返還します。

第4章 入札形式で行うインターネット公売手続き

公売財産が不動産の場合、インターネット公売手続きは入札形式で行います。

本章における「入札」とは、公売システム上で入札価額を入力することをいいます。

1 インターネット公売への入札

(1) 入札

公売参加者情報の入力、公売保証金の納付及び必要書類の提出が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、公売参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札がなかったものとする取り扱い

厚木市は、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者又はその代理人などが行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

(3) 追加入札

ア 追加入札とは

最高価額での入札者が複数存在する場合は、その方々（追加入札該当者又はその代理人など。以下「追加入札該当者など」という。）のみによる追加の入札を行い、最高価申込者を決定します。これを追加入札といいます。追加入札においても、入札は一度のみ可能です。なお、追加入札は期日入札により行います。

イ 追加入札の周知方法

追加入札該当者などへは、入札期間終了後、電子メールにて追加入札該当者であること及び追加入札期間をお知らせします。

ウ その他

(ア) 追加入札該当者などが追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札額と同額で追加入札したものとみなします。

(イ) 共同入札者が追加入札該当者となった場合、代表者のログインIDでのみ追加入札が可能です。

2 最高価申込者の決定など

(1) 最高価申込者の決定

厚木市は入札期間終了後、公売公告により定められた日時において、売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。

追加入札が行われた場合は、追加入札において追加入札価額が当初の入札価額以上で、かつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。ただし、追加入札終了後も最高価額での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により最高価申込者を決定します。

(2) 入札終了の告知など

厚木市は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価額（最高価申込価額）を、公売システム上に一定期間公開することによって告げ、入札終了を告知します。

(3) 厚木市から最高価申込者などへの連絡

最高価申込者などには、厚木市から入札終了後、ログインIDに登録されているメールアドレスに、最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

厚木市が最高価申込者などに送信した電子メールが、最高価申込者などによるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、厚木市が買受代金納付期限までに最高価申込者などによる買受代金の納付を確認できない場合、その原因が最高価申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

(4) 最高価申込者決定の取消し

次の場合は、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。なお、次のア又はウの場合は、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき

イ 最高価申込者などが国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき

ウ 最高価申込者などが暴力団員等であることが認められるとき

3 次順位買受申込者の決定など

(1) 次順位買受申込者の決定

売却決定を受けた最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合は、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。厚木市は最高価申込者決定後、次の条件をすべて満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

ア 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札していること。

イ 入札価額が見積価額以上で、かつ最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること。

ウ 入札時に次順位買受申し込みを行っていること。

厚木市は、次順位買受申込者を決定したときは、次順位買受申込者のログインIDに紐づく会員識別番号と次順位買受申込価額を、公売システム上に一定期間公開することによって告げます。

※入札時に次順位買受申し込みを行った場合、この申し込みは取り消すことができません。

※次順位買受申込者となりうる入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により次順位買受申込者を決定します。

(2) 厚木市から次順位買受申込者などへの連絡

次順位買受申込者又はその代理人など（以下「次順位買受申込者など」という。）には、厚木市から入札終了後、ログインIDに登録されているメールアドレスに、次順位買受申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

厚木市が次順位買受申込者などに送信した電子メールが、次順位買受申込者などによるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、厚木市が買受代金納付期限までに売却決定を受けて買受人となった次順位買受申込者などによる買受代金の納付を確認できない場合、その原因が次順位買受申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

(3) 次順位買受申込者決定の取消し

次の場合は、次順位買受申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は次順位買受申込者に移転しません。なお、ア又はウの場合は、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき

イ 次順位買受申込者などが国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき

ウ 次順位買受申込者などが暴力団員等であることが認められるとき

4 売却決定

(1) 最高価申込者に対する売却決定

厚木市は、公売公告により定められた日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

ア 売却決定金額

売却決定金額は、落札価額です。

イ 売却決定を受けた最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合

売却決定を受けた最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(2) 次順位買受申込者に対する売却決定

厚木市は、売却決定を受けた最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合は、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

最高価申込者の決定を取り消し、次順位買受申込者がいない場合、当該公売は成立しません。

ア 次順位買受申込者の売却決定金額

売却決定金額は、次順位買受申込者などの入札価額とします。

イ 売却決定を受けた次順位買受申込者などが買受代金を納付しなかった場合

売却決定を受けた次順位買受申込者などが買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。この場合、当該公売は成立しません。

(3) 売却決定の取消し

次の場合は、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人に移転しません。なお、次のアの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき

イ 買受人などが買受代金を納付期限までに納付しなかったとき

ウ 買受人などが国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき

(4) 売却決定の日時及び買受代金納付期限の変更

最高価申込者等については、国税徴収法第106条の2に基づく調査の嘱託を行います。売却決定の日時までに最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合、売却決定の日時及び買受代金納付期限が変更されます。

5 買受代金の納付

(1) 買受代金の金額

買受代金の金額は、売却決定金額です。

(2) 買受代金納付期限

買受人などは、買受代金納付期限までに厚木市が納付を確認できるよう、買受代金（買受代金に充当される公売保証金額を除く）を一括で納付してください。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合は、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

なお、次順位買受申込者が売却決定を受けた場合の買受代金納付期限は、通常は売却決定の7日後です。

(3) 買受代金の納付方法

買受代金は、次の方法で納付してください。なお、買受代金の納付にかかる費用（手数料など）は、買受人の負担となります。また、複数の公売財産の買受代金を納付する場合は、売却区分ごとに買受代金を納付してください。

ア 厚木市が指定する銀行口座へ振込

イ 厚木市に直接、現金を持参

(4) 買受代金の納付の効果

買受人などが公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡しの有無などにかかわらず、買受人が負うこととなります。

6 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者など及び次順位買受申込者など以外の方への公売保証金の返還

最高価申込者、次順位買受申込者又は国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者並びにその代理人など以外の方が納付した公売保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公売参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合においても、公売保証金の返還は入札終了後となります。

公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼充当申出書」に記載された口座への振込みによって返還します。また、次順位買受申込者などが納付した公売保証金は、最高価申込者などによる買受代金の納付後に返還します。

公売保証金の返還には、入札終了後（次順位買受申込者などが提供した公売保証金については、最高価申込者などが買受代金を納付した後）から3週間程度を要する場合があります。

(2) 国税徴収法第114条に該当する場合

買受代金納付期限以前に現所有者などから不服申立てなどがあり、滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者など、次順位買受申込者など又は買受人などは国税徴収法第114条の規定に基づきその入札又は買受を取り消すことができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還します。

(3) 国税徴収法第117条に該当する場合

売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明され、国税徴収法第117条の規定により売却決定が取り消された場合、納付された公売保証金は全額返還します。

第5章 公売財産の権利移転及び引渡しについて

1 公売財産の権利移転手続きについて

(1) 権利移転手続きについて

公売財産の権利移転手続きについては、財産の種類に応じて、本章の定めるところによります。本ガイドラインに定めのない財産の権利移転手続きについては、これらの定めるところに準じることとします。

ただし、厚木市がその財産の特殊な事情などを考慮して変更が必要と認める場合は、その限りではありません。

(2) 権利移転手続きにおける注意事項

ア 公売財産は現所有者の財産であり、厚木市が所有する財産ではありません。

イ 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び厚木市には担保責任は生じません。

ウ 買受人などが公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡しの有無などにかかわらず、買受人が負うこととなります。

エ 買受人は、いかなる理由があっても、買受代金の納付後に公売財産の返品、交換及び買受代金の返還を求めることができません。

2 公売財産が動産の場合の権利移転及び引渡しについて

厚木市は、買受代金の納付を確認した後、公売財産の引渡しを行います。

(1) 公売財産の引渡し

ア 公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。

イ 公売財産の引渡しは、厚木市役所内又は厚木市が指定する場所で行います。

ウ 公売財産を直接受け取る場合は、買受人の本人確認のため、次の(ア)及び(イ)をお持ちください。なお、買受人が法人である場合は、商業登記簿謄本などと法人代表者の次の(ア)及び(イ)をお持ちください。

(ア) 本人確認書類（運転免許証など）

(イ) 厚木市から買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

エ 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、「保管依頼書」及び本人確認書類（運転免許証など）の写しを厚木市に提出することが必要です。なお、買受人が法人の場合は、「保管依頼書」、法人代表者の本人確認書類の写し及び商業登記簿謄本などを提出することが必要です。

買受代金納付日から1か月以内に引渡しを受けてください。

オ 買受人は、搬送による公売財産の引渡しを希望する場合、「搬送依頼書」及び本人確認書類（運転免許証など）の写しを厚木市に提出することが必要です。

なお、買受人が法人の場合は、「搬送依頼書」、法人代表者の本人確認書類の写し及び商業登記簿謄本などを提出することが必要です。

公売財産の搬送は、買受人の費用負担において買受人ご自身で搬送手続を行っていただきます。また、搬送途中の事故などによって公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、厚木市は一切責任を負いません。

重量のある財産、大きな財産、壊れやすい財産、高価な財産などは搬送による引渡しができない場合があります。

なお、搬送先が買受人の住所（所在地）と異なる場合、その旨を「搬送依頼書」に記載してください。搬送先の受取人となりうるのは買受人のみです。

(2) 注意事項

ア 買受人が自ら登録や名義変更などを行う必要がある財産については、引渡し後、速やかに登録や名義変更の手続きを行ってください。

イ 買受代金の持参、公売財産の受取などを代理人が行う場合は、次の(ア)から(ウ)までをお持ちください。

(ア)「委任状」

(イ) 買受人本人の本人確認書類（運転免許証など）の写し

※買受人が法人の場合は、法人代表者の本人確認書類の写し及び商業登記簿謄本など

(ウ) 代理人の本人確認書類

(3) 権利移転及び引渡しに伴う費用について

ア 買受人が搬送による公売財産の引渡しを希望する場合、搬送費用は買受人の負担となります。

イ 公売財産は、買受代金納付期限の翌日以降、保管に際して別途保管費用の支払が必要となる場合があります。

ウ その他、権利移転及び引渡しに伴い費用を要する場合、その費用は買受人の負担となります。

3 公売財産が自動車の場合の権利移転及び引渡しについて

厚木市は、買受代金の納付を確認した後、買受人に対して売却決定通知書を交付し、公売財産の引渡しを行います。

(1) 公売財産の引渡し

ア 公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。

イ 公売財産の引渡しは、厚木市役所内又は厚木市が指定する場所で行います。

ウ 公売財産を直接受け取る場合は、買受人の本人確認のため、次の(ア)及び(イ)をお持ちください。なお、買受人が法人である場合は、商業登記簿謄本などと法人代表者の次の(ア)及び(イ)をお持ちください。

(ア) 本人確認書類（運転免許証など）

(イ) 厚木市から買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

エ 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、「保管依頼書」及び本人確認書類（運転免許証など）の写しを厚木市に提出することが必要です。

なお、買受人が法人の場合は、「保管依頼書」、法人代表者の本人確認書類の写し及び商業登記簿謄本などを提出することが必要です。

買受代金納付日から1か月以内に引渡しを受けてください。

オ 買受人は、搬送による公売財産の引渡しを希望する場合、「指定搬送業者引渡依頼書」及び本人確認書類（運転免許証など）の写しを厚木市に提出することが必要です。なお、買受人が法人の場合は、「指定搬送業者引渡依頼書」、法人代表者の本人確認書類の写し及び商業登記簿謄本などを提出することが必要です。

公売財産の搬送は、買受人の費用負担において買受人ご自身で搬送手続を行っていただきます。また、搬送途中の事故などによって公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、厚木市は一切責任を負いません。

(2) 権利移転（名義変更）の手続きについて

ア 買受人本人が「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車については軽自動車検査協会事務所）に公売財産の自動車を持ち込むことが必要です。

イ 厚木市は、名義変更時に必要な書面を作成しますが、名義変更の手続きは行いません。

ウ 引渡し後、速やかに名義変更の手続きを行ってください。名義変更の手続き後、その確認のため、名義変更後の車検証の写しを厚木市に提出していただきます。

※道路運送車両法第13条には所有者の変更があったときは、15日以内に移転登録を申請しなければならない旨が規定されています。

(3) 注意事項

買受代金の持参、公売財産の受取などを代理人が行う場合は、次のアからウまでをお持ちください。

ア 「委任状」

イ 買受人本人の本人確認書類（運転免許証など）の写し

※買受人が法人の場合は、法人代表者の本人確認書類の写し及び商業登記簿謄本など

ウ 代理人の本人確認書類

(4) 権利移転及び引渡しに伴う費用について

ア 権利移転に伴う費用（登録手数料など）は買受人の負担となります。

イ 公売財産について、自動車税、軽自動車税、反則金等の未納がある場合、道路運送車両法の規定により買受人の負担となることがあります。

ウ 自動車税環境性能割は、買受人が自ら申告、納税してください。

エ 買受人が搬送による公売財産の引渡しを希望する場合、搬送費用は買受人の負担となります。

オ 公売財産は、買受代金納付期限の翌日以降、保管に際して別途保管費用の支払が必要となる場合があります。

カ その他、権利移転及び引渡しに伴い費用を要する場合、その費用は買受人の負担となります。

4 公売財産が不動産の場合の権利移転について

厚木市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

(1) 権利移転の時期

公売財産は、買受代金の全額を納付したとき、買受人に権利移転します。

ただし、買受代金の全額を納付しても、農地の場合は農業委員会などの許可などを受けると、その他法令の規定による許可又は登録を要する場合は関係機関の許可又は登録を受けるまで権利移転の効力は生じません。

(2) 権利移転の手続きについて

ア 「所有権移転登記請求書」に必要事項を記入・押印し、必要書類を添えて、速やかに厚木市に提出してください。

イ 共同入札の場合は、共同入札者全員の住所証明書（共同入札者が法人の場合は商業登記簿謄本など）及び共同入札者全員が署名・なつ印した「共有合意書」を厚木市に提出してください。「共有合意書」の持分割合は、入札前に提出した「共同入札代表者の届出書」と同じものを記載してください。

ウ 公売財産が農地である場合などは、農業委員会などの発行する権利移転の許可書又は届出受理書のいずれかが必要です。

エ 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後1か月半程度の期間を要することがあります。

(3) 売却決定通知書の交付

ア 厚木市は、買受代金の納付を確認した後、買受人に対して売却決定通知書を交付します。共同入札者が買受人になった場合は、買受人全員に対しそれぞれの持分に応じた売却決定通知書を交付します。

なお、所有権移転登記の際に売却決定通知書が必要な場合がありますので、厚木市が売却決定通知書をお預かりすることがあります。

イ 売却決定通知書を直接受け取る場合は、買受人の本人確認のため、次の(ア)及び(イ)をお持ちください。なお、買受人が法人である場合は、商業登記簿謄本などと法人代表者の次の(ア)及び(イ)をお持ちください。

(ア) 本人確認書類（運転免許証など）

(イ) 厚木市から買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

(4) 注意事項

ア 厚木市は公売財産の引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵などの引渡しなどは、すべて買受人自身で行ってください。また、隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。厚木市は関与しません。

イ 買受人は、買受人に対抗することができる公売財産上の負担（マンションの未納管理費など）を引き受けなければなりません。

ウ 買受代金の持参、売却決定通知書の受取などを代理人が行う場合は、次の(ア)から(ウ)までをお持ちください。

(ア)「委任状」

(イ) 買受人本人の本人確認書類（運転免許証など）の写し

※買受人が法人の場合は、法人代表者の本人確認書類の写し及び商業登記簿謄本など

(ウ) 代理人の本人確認書類

(5) 権利移転に伴う費用について

ア 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は買受人の負担となります。

イ 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。登録免許税額は、入札終了後に厚木市からお知らせします。領収証書は厚木市に直接持参又は郵送してください。共同入札者が買受人となった場合、領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。

ウ 所有権移転登記後、登記関係書類の郵送料が必要となります。

第6章 注意事項

1 公売システムに不具合などが生じた場合の対応

公売システムに不具合などが生じ、次に掲げる事態が発生した場合、厚木市は公売手続きを中止することがあります。

(1) 入札期間前

公売参加申し込み期間の始期に公売参加申し込み受け付けが開始されない場合、公売参加申し込み受け付けができない状態が相当期間継続した場合、公売参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合又は公売参加申し込み期間の終期後になされた公売参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

入札期間の始期に入札の受け付けが開始されない場合、入札できない状態が相当期間継続した場合又は入札の受け付けが入札期間の終期に終了しない場合

(3) 入札期間後

せり売り形式において厚木市が入札終了後相当期間経過後も最高価申込者などを決定できない場合、入札形式において入札終了後相当期間経過後も開札ができない場合、追加入札が必要な場合で追加入札の開始又は終了ができない場合、くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公売の中止及び公売保証金の返還

公売財産にかかる差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明された場合など、公売参加申し込み開始後であっても公売を中止することがあります。中止となった場合、納付された公売保証金は返還します。なお、銀行口座への振込により公売保証金を納付した場合、返還まで中止後から3週間程度を要する場合があります。

3 システム利用における禁止事項

公売システムを利用するにあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 公売システムをインターネット公売の手続き以外の目的で不正に利用すること
- (2) 公売システムに不正にアクセスをすること
- (3) 公売システムの管理及び運営を故意に妨害すること
- (4) 公売システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はその恐れのある行為をすること
- (6) その他公売システムの運用に支障を及ぼす行為又はその恐れのある行為をすること

4 公売参加者などに損害などが発生した場合

次に掲げる事由などにより公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者に損害が発生した場合、厚木市はその損害の種類・規模にかかわらず責任を負いません。

- (1) 公売が中止になった場合
- (2) 公売システムに不具合などが生じた場合

- (3) 公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者の使用する機器及びネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公売参加申し込み又は入札が行えなかった場合
- (4) 公売に参加したことに起因して、公売参加者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じた場合
- (5) 公売参加者などが公売保証金を自己名義（代理人の場合は代理人名義、法人の場合は法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、公売保証金の納付ができず公売参加申し込みができなかった場合
- (6) 公売参加者などのメールアドレスの変更や公売参加者などの使用する機器及びネットワークなどの不備、不調その他の理由により、厚木市から送信される電子メールが到着しなかった場合
- (7) 公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者の発信、若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを受けた場合
- (8) 公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者が、自身のログインID及びパスワードなどを紛失若しくは、ログインID及びパスワードなどが第三者に漏えいした場合
- (9) 公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者が、公売参加の手続きに関する権限の一部を代理人などに委任した場合において、その委任を受けた代理人などが行った行為により被害を受けた場合
- (10) 買受人などとなった公売参加者などが搬送による公売財産の引渡しを希望し、搬送途中の事故などによって公売財産が破損、紛失などの被害を受けた場合

5 準拠法

本ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

6 インターネット公売において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公売の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価額などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公売の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。公売システムにおいて使用する文字は、JIS第1第2水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公売の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

7 公売参加申し込み期間及び入札期間

公売参加申し込み期間及び入札期間は、公売システム上の公売物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

8 厚木市インターネット公売ガイドラインの改正

厚木市は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合、厚木市は公売システム上に掲載することにより公表します。

9 その他

- (1) 公売システム上において、厚木市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、厚木市に無断で転載・転用することは一切できません。
- (2) 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、厚木市が掲載したものでない情報については、厚木市インターネット公売に関する情報ではありません。
- (3) 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公売における個人情報の収集主体は厚木市です。

適用開始：令和5年7月1日

所 管：厚木市財務部収納課